

支出証拠書 (各種団体会費)

3/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ごみ・環境に関する年費		
年月日	22年3月31日~	年月日	金額 3,262円

会の趣旨・目的	「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点到、情報の収集提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	①ごみや環境に関する情報資料の収集 ②ごみや環境に関する情報紙の発行 ③ごみや環境に関するセミナー等の開催 ④ごみや環境に関する調査、研究及びその発表
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を施策に反映させる。

《領収書貼》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-03-31	23357	A93130009
取扱店	店名 オカケンチョウナイ	
払込口座	00130-1	603521
払込金額	*3,000 料金 *262	
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、消費料金は含まれており、税金は別途お支払いください。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*3,505	
おつり	*243	
入金先 株式会社 ゆうちょ銀行		
口座 決済アプリから事前チャージ不要!		

印紙税申告納付につき領収書承認済

※ 添付書類: (団体の会則) 事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	3,262円	100%	3,262円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料(4 月分)		
年月日	22年3月7日~	年月日	金額 31,231円

目的											
使途											
政務活動・ 県政との 関連性											
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>122-03-31</td> <td>200</td> <td>*62,000円</td> <td>のりか</td> <td>カ)アサヒケ</td> </tr> <tr> <td>122-03-31</td> <td>200</td> <td></td> <td>*462</td> <td>振込手数料</td> </tr> </table>		122-03-31	200	*62,000円	のりか	カ)アサヒケ	122-03-31	200		*462	振込手数料
122-03-31	200	*62,000円	のりか	カ)アサヒケ							
122-03-31	200		*462	振込手数料							

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	62,462円	1/2 %	31,231円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和 4 年 4 月 5 日~令和	年 月 日	金額 27,225 円

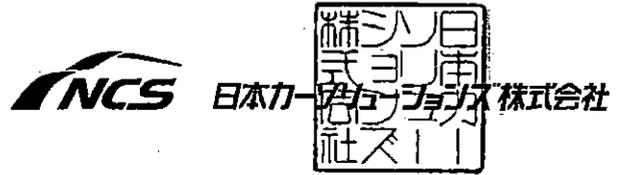
目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> リース料56,430円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の1/2請求する。 リース料 ドライブレコーダー料 (税抜き 51,300円-1,800円) ×1.10×1/2=27,225円 <div style="text-align: center;"> 122-04-05 200 *56,430トウキヨウセツチユリ=カ </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	54,450円	1/2	27,225円
		%	

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇所に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3
四本康久 様



〒 420-0853
静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001082YA001082

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当 [Redacted]

2022年 3月 15日

口座振替通知書

請求書No. 52C53404
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥56,430	2022年 4月 5日	口座振替
内リース料等 51,300		
内消費税等 5,130		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	190703	34	36	リース料 4/4分 [Redacted]	56430	5130	100	
				リース 消費税 10% 計	56430	5130		
ページ小計-->					56430	5130		51300 (税抜)

請求件数 1件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通
信
欄

お支払明細書

四本康久

御中

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のとおりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様の支払いと当社との照合資料となりますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX
日本カーソリューションズ株式会社

契約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様Noをご利用ください。

契約番号	
契約期間	令和 1年 7月 3日から 令和 4年 7月 2日まで 36 ヶ月
登録番号	

お客様No	
お問い合わせ先	静岡支店
電話番号	054-205-2641
担当者	

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振入の場合は、お支払日までに下記口座にお振入ください。

金融機関名	
支店名	
種目	
口座振替委託会社	東京センチュリー

金融機関名	*****
振込先支店名	*****
種目	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

1頁

回数	年月分	方 式	支払日	内 容	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 (円)	内 訳 消費税(円)	税 率	備 考
1	1/7	口座振替	1/8/5	リース料	55404	1/36	51300	4104	8%	
2	1/8	口座振替	1/8/15	リース料	55404	2/36	51300	4104	8%	
3	1/9	口座振替	1/9/5	リース料	55404	3/36	51300	4104	8%	
4	1/10	口座振替	1/10/15	リース料	56430	4/36	51300	5130	10%	
5	1/11	口座振替	1/11/5	リース料	56430	5/36	51300	5130	10%	
6	1/12	口座振替	1/12/15	リース料	56430	6/36	51300	5130	10%	
7	2/1	口座振替	2/1/5	リース料	56430	7/36	51300	5130	10%	
8	2/2	口座振替	2/2/15	リース料	56430	8/36	51300	5130	10%	
9	2/3	口座振替	2/3/5	リース料	56430	9/36	51300	5130	10%	
10	2/4	口座振替	2/4/15	リース料	56430	10/36	51300	5130	10%	
11	2/5	口座振替	2/5/5	リース料	56430	11/36	51300	5130	10%	
12	2/6	口座振替	2/6/15	リース料	56430	12/36	51300	5130	10%	
13	2/7	口座振替	2/7/5	リース料	56430	13/36	51300	5130	10%	
14	2/8	口座振替	2/8/15	リース料	56430	14/36	51300	5130	10%	
15	2/9	口座振替	2/9/5	リース料	56430	15/36	51300	5130	10%	
16	2/10	口座振替	2/10/15	リース料	56430	16/36	51300	5130	10%	
17	2/11	口座振替	2/11/5	リース料	56430	17/36	51300	5130	10%	
18	2/12	口座振替	2/12/15	リース料	56430	18/36	51300	5130	10%	
19	3/1	口座振替	3/1/5	リース料	56430	19/36	51300	5130	10%	
20	3/2	口座振替	3/2/15	リース料	56430	20/36	51300	5130	10%	
21	3/3	口座振替	3/3/5	リース料	56430	21/36	51300	5130	10%	
22	3/4	口座振替	3/4/15	リース料	56430	22/36	51300	5130	10%	
23	3/5	口座振替	3/5/5	リース料	56430	23/36	51300	5130	10%	
24	3/6	口座振替	3/6/15	リース料	56430	24/36	51300	5130	10%	
25	3/7	口座振替	3/7/5	リース料	56430	25/36	51300	5130	10%	
26	3/8	口座振替	3/8/15	リース料	56430	26/36	51300	5130	10%	
27	3/9	口座振替	3/9/5	リース料	56430	27/36	51300	5130	10%	
28	3/10	口座振替	3/10/15	リース料	56430	28/36	51300	5130	10%	
29	3/11	口座振替	3/11/5	リース料	56430	29/36	51300	5130	10%	
30	3/12	口座振替	3/12/15	リース料	56430	30/36	51300	5130	10%	
31	4/1	口座振替	4/1/5	リース料	56430	31/36	51300	5130	10%	
32	4/2	口座振替	4/2/15	リース料	56430	32/36	51300	5130	10%	
33	4/3	口座振替	4/3/5	リース料	56430	33/36	51300	5130	10%	
34	4/4	口座振替	4/4/15	リース料	56430	34/36	51300	5130	10%	
35	4/5	口座振替	4/5/5	リース料	56430	35/36	51300	5130	10%	
36	4/6	口座振替	4/6/15	リース料	56430	36/36	51300	5130	10%	
合 計		契 約		契 約	2028402		1846800	181602		

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富山自然の森バリエーション 年会費		
年月日	22年4月6日~	年月日	金額 5,110 円

会の趣旨・目的	富山等の自然環境保全、自然林、人工林の再生等に 関する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び 環境保全・住民の福祉の向上に寄与
会の活動内容等	① 環境の保全を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを 県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-06	23432	A93140003
取扱店	777ノミヤシ ヨウホク	
払込口座	00880-9	53276
払込金額	*5,000	料金 *110
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金は、消費精算が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,110	
おつり	*5,000	
四本 康久		
入金 振込 振替 現金		
スマホ決済アプリ ゆうちょよーじ不要！		
口座直結だから事前チャージ不要！		

印紙税申告納付につき廻り
税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動に かかるもののみ	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,110 円	100 %	5,110 円

令和4年3月30日

会員各位様

会費の郵便振替払使用について

令和3年度に計画していた所定の事業を無事、無事故で終了することが出来ました。
さて

年度が替わります。つきましては継続して会員としてご協力をお願い致します。

別添の払込取扱票をご利用いただければ振替払込手数料は会が負担することになっております。口座番号及び加入者名は記入済みです。

年会費（一般会員1,000円、正会員5,000円）及び住所、氏名を記入の上ご使用してください。

郵便局でのみご利用できます。コンビニ等ではご利用できませんのでご注意ください。

令和4年1月17日から現金で払い込む場合は、新たに料金（110円）が加算されます。

この加算料金は払い込み人様のご負担となります。ゆうちょ銀行の通帳やキャッシュカードで払い込む場合には料金は加算されません。

毎月の活動に参加される方は直接納付して頂ければご本人様の負担と会の振替払込手数料の負担がなくなります。

富士山自然の森づくり
会計担当 XXXXXXXXXX

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山自然の森づくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富士山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に関する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び広地域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業
- (2) 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業
- (3) 啓蒙・普及として講演・シンポジウム、環境教育等を行う自然環境保全に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出する。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品不返還)

第12条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 理 事 3名以上 (理事長及び副理事長を含む)

(4) 監 事 1名以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事を兼任することができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(顧問、評議員)

第21条 この法人に顧問、評議員を置くことができる。

- 2 顧問、評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、評議員は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印し、これを保存しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 年度当初の事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をし、これを保存しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出とすることができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する

場合、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、富士宮市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、岳南朝日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	1口	10,000円
(2) 一般会員	1口	2,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別

紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

これは現行の定款に相違ない

平成 30 年 5 月 22 日

特定非営利活動法人 富士山自然の森づくり

理事長 仁藤 浪

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 4 月 6 日	～ 令和 年 月 日	金額 2205 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 4月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-06	23432	A93140002
取扱店	フジノミヤシ ヨウホク	
払込口座	00190-6 655183	
払込金額	*1,943	料金額 *262

振替受付票

払込みの証拠となるものは、消費料金は含まれており、振替手数料は別途お支払いください。(ゆうちょ銀行)

入金額 *2,205
おつり *0

印刷税申告納付につき廻り税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2205 円	100%	2205 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

2022年 3月31日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



代表取締役 河本 隆夫
〒101-0061 東京都千代田区有明3-1-5
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号 [REDACTED] お問い合わせ番号: [REDACTED]

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
2022年4月号
銀行振込もご利用いただけます。

郵便振込

1,943円

						区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 送料 内消費税等	1 0	部	1,843 0	1,843 100 (177)	1 1

区分：1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名 : クラフト封筒)		
年月日	令和 4年 4月 7日 ~ 令和 年 月 日	金額	4257円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

令頁又言正

様

合計 ￥8,514-

明細 (現金 ￥8,514)(クレジット ￥0)(その他 ￥0)(内消費税等 ￥774)
(10%対象 ￥8,514 ￥774)

但し

上記金額を正に領収いたしました。

印字面を内側に折り保管して下さい

株式会社 カインズ 加々富士店

Te0545-72-6111

本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

0271-0001-5990 2022年 4月 7日(木) 18:13 担当: [REDACTED]

支払者: 四本康久

但し書: クラフト封筒

レジ明細書 2022年 4月 7日(木) 18:13

元シフト No: 5990
発行シフト No: 0001 2022年 4月 /11
担当: [REDACTED]

081 クラフト封筒 ￥8,514
(43個 X 単198)

43点/小計 ￥8,514
内消費税等 ￥774
(10%対象 ￥774)
合計 ￥8,514
金 ￥10,000
お釣り ￥1,486

ポイント情報
◆ 番号 464 円外
◆ 前回 38 円外
◆ 累計 502 円外
◆ 本年失効予定 297 円外
◆ 本年失効日は12月31日です。

レジ明細書のみでの商品交換・
返品はお受け致しかねます。
必ず領収書をお持ち下さい。

担当: [REDACTED]
シフト No: 001
レジ No: 5991

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	8514円	1/2 %	4257円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍購入代		
年 月 日	令和 4 年 4 月 9 日~令和	年 月 日	金 額 3080 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	書籍購入 (書籍名: 下記に記載 5冊)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

コウキキイダソホウツン
サイコウナソクユウケンジョウカイ
TEL:099-247-1100
FAX:099-247-3373

毎度ありがとうございます

2022年04月09日 09:54
0257

書籍	¥550
書籍	¥880
合計	¥3,080
合 計	¥3,080
お 預 り	¥10,100
お 釣	¥7,020

支払者: 四本 康久

- 西郷隆盛 明治維新の先覚者
- 西郷どんの教え
- 西郷どんと薩摩士風
- 西郷どんと明治維新
- 西郷どんと逸話

※ 鹿児島県との交流を特に重視したい所
その中で鹿児島県の西郷隆盛伝の
存在は絶大です。
南洲翁遺訓、郷中教育等
現在の教育等にも通ずるものが
多数あります。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3080 円	100%	3080 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月12日	~	令和 年 月 日
金額	1760 円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業とアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理		
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<p>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 		
<p>《領収書貼付</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月12日 15時51分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入札料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00451524-00</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月12日 22時23分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入札料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-02172153-00</p> </div> </div>			

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	/ 100 %	1760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 4年 4月 13日	～令和 年 月 日	金額 1,580 円

目的 (該当項目に丸印)	部局 専業 の ア リング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

残額ご利用明細

カード番号 [REDACTED]
残額履歴

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
0413	入	富士川	出	静岡	15867
0413	入	静岡	出	富士川	15277
					14687

○ 590円
○ 590円

2022.06.11:16:18 三島駅202発行 JR東海

富士川駅東駐車場

富士市役所

領収証

精算機 #01	A 精算No.000097
発券機 #01	発券No.034395
入庫時刻	2022年 4月13日(水) 11:46
出庫時刻	2022年 4月13日(水) 17:08
駐車時間	5:22
駐車料金	A料金 400円
=====	
合計	400円
現金領収額	400円
お預り	400円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,580 円	100 %	1,580 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月15日~令和	年月日	金額 880 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;">  <p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>料金券では一旦停車してください。</p> <h3>領 収 書</h3> <p>料金券所 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご利用にならないお客様は TEL. 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 4月15日14時42分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士</p> <p>通行料金は、消費税等10%対象です。</p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00591414-00</p> </div> <p>※ 往路のみ充当</p>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	880 円	100 %	880 円

支出証拠書

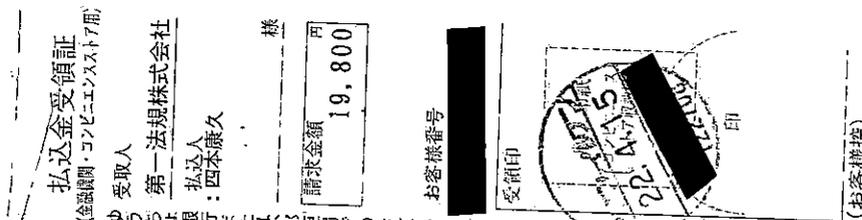
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	議員NAVI plus 購入費 1年分		
年月日	22年4月15日~	年 月 日	金額 19,800円

目的	議員活動に関する情報収集
使途	1年分購入代
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報も収集し、政策や質問の参考にできる。

《領収書貼付枠》

※ 利用期間：2022年4月～2023年3月



ゆうちょ銀行または、郵便局でのお支払の場合は、左側の2票をお出しください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている。	19,800 円	100 %	19,800 円

請 求 書

〒107-8356 東京都港区南青山2丁目11番17号
 第111法規株式会社
 代表取締役社員 中英 弥



：四本 康久 様

2022年 4月 11日

ご請求額	¥19,800	お客様番号		請求書番号	2244130	お支払期限日	2022/ 5/31
------	---------	-------	--	-------	---------	--------	------------

取引年月日	商 品 名	明 細	号	数量	単 価	契約数	金 額	備 考
2022/ 4/ 1	議員NAVI Plus	ご利用期間			千円	1	千円 19800	
		2022/ 4~2023/ 3						

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

	金額 (税込)
10%対象	19800
合 計	19800

ゆうちょ銀行(郵便局)・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のいずれの店舗からでもお支払いいただけます。
 【取引銀行】(当座預金)みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店営業部 2000858
 定期

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月18日	～令和 年 月 日	金額 1,760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業とアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新静岡

お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月18日 11時23分

車種 軽二

通行料金 ¥880-

(現金)

-入口料金所- 新富士
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00161056-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新富士

お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月18日 13時18分

車種 軽二

通行料金 ¥880-

(現金)

-入口料金所- 新静岡
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00721252-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月20日~令和	年 月 日	金額 1760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新富士

お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-229-0333 (有料)

22年 4月20日14時57分 22年 4月20日21時07分

車種 軽二

通行料金 ¥880-

(現金)

-入口料金所- 新富士

通行料金は、消費税10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 203-00491431-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新静岡

お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-229-0333 (有料)

22年 4月20日14時57分 22年 4月20日21時07分

車種 軽二

通行料金 ¥880-

(現金)

-入口料金所- 新静岡

通行料金は、消費税10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 205-01692036-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	(調査研究費)・研修費		
内 容	富山市食育ホリエア 女子会 年会費		
年 月 日	22年4月20日~	年 月 日	金額 3,000円

会の趣旨・目的	地域の自主活動を促進し食生活改善を高め、健康保持増進に寄与する。
会の活動内容等	①食生活の改善の研修ならびに講演会の開催。 ②栄養に関する調査研究。
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかっている。	3,000 円	100 %	3,000 円

領 収 証

令和4年4月20日

会 員 様

領収金額 3,000円

ただし、令和4年度 富士宮市食育ボランティアななくさ会年会費として

上記の通り領収いたしました。

富士宮市食育ボランティアななくさ会
会 長 渡 邊 喜 美 代
(印影省略)

支払者： 四本康久

第7号議案 富士宮市食育ボランティアななくさ会 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、富士宮市食育ボランティアななくさ会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を富士宮市保健福祉部健康増進課におく。

(目的)

第3条 本会は、地域の自主活動を促進し食生活改善を高め、健康保持増進に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 食生活の改善の研修ならびに講演会の開催。
2. 栄養に関する調査研究。
3. 地区活動を活性化し、食育の普及、啓発に関する事業。
4. その他本会の目的達成に必要と認める事項。

この事業を推進するために班を編成し班長および副班長をおく。

(会員)

第5条 会員は、富士宮市が実施する栄養学級等の修了者及び食生活改善に熱意を持つ者で、この会の目的に賛同し、次条の入会手続きを経て入会した者とする。
会員は、本会の活動を個人の政治・宗教・経済活動に利用してはならない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が入会を認める。

(会費)

第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
年会費は総会時に納入し、年度の途中で退会・休会しても返金しない。
年度の始めから1年間休会する場合は、年会費の納入は不要とする。

(休会)

第8条 会員は、自身の病気や家庭の事情等により会員としての活動を休止したい場合、休会届を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が休会を認める。
年度の始めから休会する場合は、2月末日までに休会届を会長に提出すること。

(退会)

第9条 会員は、退会する場合、退会届を会長に提出し、退会することができる。
また会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき。
2. 会費を期日までに納入しないとき。
3. 会員としてふさわしくない言動があり、役員会で退会が相当と決議され、会員本人に通知したとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記
4. 会計
5. 広報
6. 会計監査

会長、副会長は役員会で選出する。

(相談役)

第11条 本会の運営を円滑に行うため顧問および相談役若干名をおくことができる。
顧問および相談役は会長の諮問に応ずると共に本会の運営に関し意見を述べる事が出来る。
相談役は役員選出の任務を兼ねる。

(任務)

第12条 役員は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括し代表する。
2. 会長は、役員会の議長を務める。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠席のときは副会長のうちから互選により会長の職務を代行する。
4. 書記は、会務（定例会や伝達活動等）を記録する。
・役員会議事録を作成する。
上記議事録は、会長の検印を受け、所定のファイルに保管、管理する。
5. 会計は、会の出納事務を処理し必要な書類や物品等を管理する。
年度初めに収入支出予算を作成し、年度末に収入支出決算報告を作成し会計監査を受け、総会に報告、承認を得る。
6. 広報は、会報の発行や伝達活動に必要な資料の作成等を通じて、会の方針・考え、動き・状況、話題等を会全体に共有化させ、会員の連携、組織の強化を図る。また、会の活動が広く市民に周知されるよう諸活動を記事として市の広報紙やホームページ、新聞社に提供、掲載してもらう等の広報活動を推進する。
7. 会計監査は会の会計監査を行い、その結果を総会に報告、承認を得る。
8. 役員は、会長および副会長と綿密な連絡のもとに事業を推進する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、同じ役職の再選は3期までとする。
補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

(会議)

第14条 会議は、総会、役員会および班長連絡会とする。
総会および役員会は、各々1/2以上の会員の出席により成立する。
総会および役員会の議事は出席の過半数によって決し、可否同数の時には議長が決する。

(総会)

第15条 総会は、年に1回開催するものとし、会長が招集する。
ただし、必要あるときは臨時に開催できるものとする。
総会の議長は、出席者の中から選出する。
総会で議決する事項は次のとおりとする。

1. 規約の改正
2. 役員を選出および承認
3. 事業報告および事業計画の承認
4. 収支報告および予算計画の承認
5. その他総会において必要と認める事項

(役員会)

第16条 役員会は、会長が必要の都度、招集する。
役員会は、本会の事業の運営に関する事項を決議する。

(班長連絡会)

第17条 班長は会員の互選により選出する。班長は班長連絡会に出席し、班活動を推進する。班長連絡会は、役員と班長（欠席の場合は副班長）で構成し、会長が必要の都度、招集する。
班長連絡会は、役員会の決議事項の共有化や班からの意見聴取を図るなど本会の事業を円滑に運営するための情報共有化の場とする。

(議事録)

第18条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支報告)

第20条 会長は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支報告書を作成し、役員会および監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会報)

第21条 会報は、必要に応じて発行する。

(付則) この会則は平成30年(2018)4月19日から施行する。
平成31年(2019)年4月17日改正
令和4年(2022)4月20日改正

(顧問)

富士宮市保健福祉部健康増進課長
静岡県富士健康福祉センター医療健康課長

(相談役) 富士宮市食育ボランティアななくさ会役員経験者から選出する。

ななくさ会 内規

1. 会員の研修旅費については実費を会より負担する。
2. 会員が死亡のとき、香典料5,000円とする。
3. 中途加入会員の会費は役員会において協議する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費		
内容	事務所電賃代(4月分)		
年月日	22年4月22日~	年月日	金額 7108 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 政務活動と後援会 活動に要分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	14,217 円	1/2 %	7108 円

(B)電気料金等払込金受入票 (振込依頼書)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
地区番号	08	年月分	4-4	金額	¥8,218
お客さま番号					

お問い合わせ先
カスタマーセンター
0120-995-902(代)

料金	円	22,422	日附印
備考	[Redacted]		

(銀行保管または、コンビニエンス・ストア店舗控え)

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	4-4	払込金額	¥8,218	うち消費税等相当額	747
ご契約	40 A	戸数		ご使用量kWh	245
ご使用期間 3月9日~4月7日 ご契約変更 月 日					

ご使用場所
富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号
ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名
ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様

お支払期限日 5月9日
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B	日附印
お客さま番号	[Redacted]			22,422
お問い合わせ先	0120-995-902(代)			[Redacted]
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)				

○本領収証により集金員が収納することはありません。

切り取らないでお出しください。

(B)電気料金等払込金受入票 (振込依頼書)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
地区番号	08	年月分	4-4	金額	¥5,999
お客さま番号					

お問い合わせ先
カスタマーセンター
0120-995-902(代)

料金	円	22,422	日附印
備考	[Redacted]		

(銀行保管または、コンビニエンス・ストア店舗控え)

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	4-4	払込金額	¥5,999	うち消費税等相当額	545
ご契約	4 kW	戸数		ご使用量kWh	90
ご使用期間 3月9日~4月7日 ご契約変更 月 日					

ご使用場所
富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号
ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名
ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様

お支払期限日 5月9日
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力	日附印
お客さま番号	[Redacted]			22,422
お問い合わせ先	0120-995-902(代)			[Redacted]
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)				

○本領収証により集金員が収納することはありません。

切り取らないでお出しください。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士山の自然を守る会		
年 月 日	22年4月23日~	年 月 日	金額 1,000円

会の趣旨・目的	富士山の自然保護・保全を目的とする。
会の活動内容等	①富士山の自然についての調査、研究、学習、啓蒙活動を行う ②保護、保全のための提案と実現のための諸活動を行う
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを 県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

領 収 証

四本 康久 様 R4年4月23日

★ ¥1,000-

但令和4年度富士山の自然を守る会
上記正に領収いたしました 会長として。

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)

富士山の自然を守る会
会計

コクヨ ウケ-1048

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	1,000円	100%	1,000円

富士山の自然を守る会会則

第1条 (会の名称)

この会の名称を「富士山の自然を守る会」と呼ぶ。

第2条 (会の所在地)

この会の事務局は会長の所在地（富士宮市 []）に置く。

第3条 (会の目的)

この会は富士山の自然の保護・保全を目的とする。

第4条 (会の活動)

- ① 富士山の自然についての調査・研究・学習・啓蒙活動を行う。
- ② 保護・保全のための提案と実現のための諸活動を行う。
- ③ ①・②に関連する諸活動

第5条 (会の会員と資格)

会の目的と活動に賛同する個人を有資格とする。

第6条 (会費等)

- ① 本会の運営は会費及び寄付金をもってまかなう。
- ② 会費は一年間1,000円とし、毎年、4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。
- ③ 会員が三年間以上続けて会費を納入しない場合は、自主的に脱会したものとす。
- ④ その他会費等について必要な事項については運営委員会の決議によって定める。

第7条 (総会)

- ① 総会は年一回開催し、その期日は運営委員会が決定し、会長が召集する。会長は必要に応じて臨時総会を召集することができる。
- ② 総会の決議は出席会員の過半数以上の議決をもって行う。

第8条 (運営委員会)

- ① 本会に運営委員若干名と事務局を置く。
- ② 運営委員は総会によって選出する。
- ③ 運営委員は運営委員会において、その都度、互選によって委員長を選出する。
- ④ 運営委員会・事務局の活動については運営委員会の協議によって行う。
- ⑤ 運営委員会は原則として、隔月一回開催する。随時、拡大運営委員会も開催できるものとする。

第9条 (会長)

- ① 本会に会長を置く。
- ② 会長は総会で指名される。

第10条 (その他の役員)

- ① 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- ② 運営委員会は顧問・相談役を指名することができる。

第11条 (事務局)

- ① 事務局には、事務局長・会計・広報・庶務を置く。
- ② 事務局会議は原則として、毎月一回開催する。

第12条 (役員任期)

- ① 各役員任期は2年とする。
- ② 役員再任は妨げない。
- ③ 各役員選出は総会で行う。

第13条 (除名)

総会は出席会員の三分の二以上の議決をもって、本会の目的や活動に反し、本会の名誉を傷つけた会員を除名することができる。

第14条 (補則)

本会則に定めのない事項は運営委員会の定めるところによる。

第15条 (効力)

この会則の効力等については別に付則の定めるところとする。

付則

1. この会則は、昭和63年11月9日より施行する。
2. この会則は、平成8年5月11日に一部改正
3. この会則は、平成11年5月8日に一部改正
4. この会則は、平成13年4月21日に一部改正
5. この会則は、令和3年4月24日に一部改正

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月25日	～令和 年 月 日	金額 1,610円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 富士

お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月26日 0時04分

車種 軽二

通行料金 ¥730-

(現金)

-入口料金所- 清水
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号201-00022342-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新静岡

お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 4月25日 11時46分

車種 軽二

通行料金 ¥880-

(現金)

-入口料金所- 新富士
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00281120-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1610 円	100 %	1610 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告郵送料 (2022年新春号)		
年月日	22年4月25日~	年 月 日	金額 924 円

目的	活動報告(2022年新春号)郵送料																														
使途	郵送料																														
政務活動・ 県政との 関連性	今日までの議員活動を報告書にまとめ 広く県民に知らせ意見等聴取し今後の活動に反映させる。																														
<<領収書貼付枠>> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <h3 style="margin: 0;">領収書</h3> </td> <td style="width: 30%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[販売]</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>慶事用84円普通切手</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>11枚</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>課税計(10%)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>お預り金額</td> <td style="text-align: right;">¥1,000</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td style="text-align: right;">¥76</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 30%; padding-left: 10px;"> 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2022年4月25日 17:37 発行No. 220425J175 端N56箱02 運送先：富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;"> 姓 名： 四本 康久 </td> </tr> </table>				<h3 style="margin: 0;">領収書</h3>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[販売]</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>慶事用84円普通切手</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>11枚</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>課税計(10%)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>お預り金額</td> <td style="text-align: right;">¥1,000</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td style="text-align: right;">¥76</td> </tr> </table>	[販売]	¥924	慶事用84円普通切手	¥924	11枚	¥0	小計	¥924	課税計(10%)	¥0	(内消費税等)	¥0	非課税計	¥924	合計	¥924	お預り金額	¥1,000	おつり	¥76		〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2022年4月25日 17:37 発行No. 220425J175 端N56箱02 運送先：富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679				姓 名： 四本 康久
<h3 style="margin: 0;">領収書</h3>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[販売]</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>慶事用84円普通切手</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>11枚</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>課税計(10%)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">¥924</td> </tr> <tr> <td>お預り金額</td> <td style="text-align: right;">¥1,000</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td style="text-align: right;">¥76</td> </tr> </table>	[販売]	¥924	慶事用84円普通切手	¥924	11枚	¥0	小計	¥924	課税計(10%)	¥0	(内消費税等)	¥0	非課税計	¥924	合計	¥924	お預り金額	¥1,000	おつり	¥76		〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2022年4月25日 17:37 発行No. 220425J175 端N56箱02 運送先：富士宮郵便局 TEL: 0570-943-679								
[販売]	¥924																														
慶事用84円普通切手	¥924																														
11枚	¥0																														
小計	¥924																														
課税計(10%)	¥0																														
(内消費税等)	¥0																														
非課税計	¥924																														
合計	¥924																														
お預り金額	¥1,000																														
おつり	¥76																														
			姓 名： 四本 康久																												

案分の理由 全て政務活動にかかっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	924 円	100 %	924 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名 : ラベルシール)		
年月日	令和 4年 4月 25日 ~ 令和 年 月 日	金額	990 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

領収証

様

合計 ￥1,980-

明細 (現金 ¥0) (クレジット ¥0) (その他 ¥1,980) (内消費税等 ¥180) (10%対象 ¥1,980) (¥180)

但し
上記金額を正に領収いたしました。
印字面を内側に折り保管して下さい。
株式会社 カインズ 加須 富士店 Te0545-72-6111
本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
0271-0001-2140 2022年 4月25日(月) 19:50 担当: [Redacted]

発行者: 四本 康久
但し書: ラベルシール

インジロイ新刊 19:50
2022年 1月25日(月)

元金 No: 2140
発行 No: 0001 2022年 4月25日
担当: [Redacted]

081 541110 100 ¥1,980
1点/小計 ¥1,980
内消費税等 ¥180
(10%対象) ¥1,980
合計 ¥1,980
PayPay 伝票番号: 165088391642331
お釣り ¥0
ポイント情報
◆有
◆会
◆前
◆回
◆計
◆本
◆本
394 枚/外
9 枚/外
513 枚/外
297 枚/外
本年失効予定日 12月31日
本年失効日 12月31日

レジ明細書のみでの商品交換・
返品はお受け致しかねます。
必ず領収書をお持ち下さい。



案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1980 円	1/2 %	990 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	22、4、26 株式会社 訪問		
年月日	22年4月26日	年 月 日	金額 11,340円

目的	使用済み紙おむつのリサイクルについての調査
使途	交通費、駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	使用済み紙おむつのリサイクルについて6月一般質問に 反映させる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

案分の理由 全て政務活動に かかっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,340円	100%	11,340円

支払者: 四本康久 新幹線: 新富士-東京

領 収 書	
Receipt	様
領収年月日	2022.-4.26
金額	¥5,170 (消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました	
購入商品	JR乗車券類 JR tickets
(50180 1枚)	印紙税申告納
東海旅客鉄道株式会社	付につき名古屋中村
(東)新富士駅	税務署承認済
新富士駅MV803発行 60181-02	

支払者: 四本康久 新幹線: 東京-新富士

領 収 書	
Receipt	様
領収年月日	2022.-4.26
金額	¥5,170
上記金額確かに領収いたしました	
購入商品	JR乗車券類 JR tickets
(60069 1枚)	印紙税申告納
東日本旅客鉄道株式会社	付につき渋谷
渋谷駅	税務署承認済
渋谷駅VF1発行 00070-02	

領 収 証

四本康久 様 22年4月26日

★ ¥1,000

但
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

富士市柳島276-8
駐車場 ミニパーク
TEL0545-61-7863

但し書:
駐車料

県外調査概要書

22年4月26日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久

目的	○ 日本におけるおむつ市場と廃棄物処理についての調査 ○ 使用済み紙おむつのリサイクルについての調査
年月日	2022年4月26日
場所	ユニチャーム(株) 東京本社
内容	1 行程 新富土〜品川〜田町 往復。 2 応対者 ユニチャーム(株) リサイクル事業推進室 様 3 聴取内容 ○ 国内における使用済み紙おむつのリサイクルの状況について ○ ユニチャーム(株)の紙おむつリサイクル戦略・リサイクル処理の 流れについて。 ○ 鹿児島県志布志市志布志市のリサイクル戦略について。 4 県政への反映 使用済み紙おむつのリサイクルについて 6月定例会の 一般質問に反映させる。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富宮国際姉妹都市協会 年会費		
年月日	22年4月27日～	年月日	金額 2,110 円

会の趣旨・目的	富宮市が姉妹都市提携したサタゴワ市をほいむとする姉妹都市の市民の友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業等交流を推進し、国際文化都市としての発展に寄与する。
会の活動内容等	①国際交流により相互理解を深め、友好関係を促進する活動事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00240	振替払込 種別 3	金額	2000	印	料金	110円
加入者	富宮国際姉妹都市協会 会長 遠藤 克彦	金額	2000	依頼人	四本 康久 様	料金	110円
金額	2000	依頼人	四本 康久 様	料金	110円	備	現金払
金額	2000	料金	110円	備	現金払	金額	23432

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押しください。

この受領証は、大切に保管してください。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,110 円	100 %	2,110 円

富士宮国際姉妹都市協会規約

(名称)

第1条 この会は、富士宮国際姉妹都市協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、富士宮市が姉妹都市提携したサンタモニカ市をはじめとする姉妹都市の市民との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業等幅広い交流を推進し、富士宮市の国際文化都市としての発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流により相互理解を深め、友好関係を促進するための事業
- (2) 海外の教育、文化、スポーツ及び産業等に関する情報、資料の交換等により、市民生活の向上を図るための事業
- (3) その他国際親善に関する事業

(会員の種類及び会費)

第4条 協会の会員の種類及び会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 2,000円
- (2) 団体会員 年額 1口 5,000円
- (3) 法人会員 年額 1口 5,000円

(役員)

第5条 協会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 前会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 理事及び監事は、会員の互選により選出する。

- 2 常任理事は、理事の互選により選出する。
- 3 会長は、常任理事の互選により選出する。
- 4 副会長は、常任理事の中から会長の推薦により選出する。
- 5 前会長は、直前会長がその任にあたる。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、会長が総会において委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理するとともに、総会、理事会及び常任理事会の議長となる。

- 2 前会長は、会長に会務に関し助言を行い、協会の円滑な運営を図ることに協力する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、事業の企画、立案を行う。
- 5 理事は、協会の会務を処理する。
- 6 監事は、協会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次に掲げる事項について協議する。ただし、第3号から第5号までの事項については、常任理事会に委任することができる。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員選出に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 収支予算及び収支決算に関する事。
- (5) その他協会の運営に関する事。

3 会長は、前項の規定に基づき常任理事会に委任された事項について、次の総会に報告するものとする。

4 総会の議案は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会及び常任理事会)

第10条 理事会及び常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、理事会及び常任理事会に会長経験者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第11条 協会の事業又はその運営について必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(経費)

第12条 協会の経費は、会費、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協会の事務を処理するため、事務局を富士宮市役所に置くものとする。

(その他の事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定めることができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 4 月 27 日 ~ 令和 年 月 日	金額	5,060 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2022年4月発行号 上・下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00100	通帳記入 料金加入 者負担	6
加算番号	34749		
加入者名	イマジン出版株式会社		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円		
金額	¥ 4 9 5 0		
依頼人	静岡県富士宮市北町13-3 四本 康久 様		
料金	N94160010 印		
備考	04-04-27 富士宮城北 郵便局	料金	110円
	現金私		(23432)

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5060 円	100%	5060 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇所に記入すること。

四本 康久様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	複合機 リース料		
年月日	22年4月27日～	年月日	金額 8,800円

目的	—		
使途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>13 D 4- 4-27</td> <td>17,600 リコ-リース(カ)</td> </tr> </table>		13 D 4- 4-27	17,600 リコ-リース(カ)
13 D 4- 4-27	17,600 リコ-リース(カ)		

案分の理由 政務活動と係報会 活動と案分	領収書金額(a) 17,600 円	案分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 8,800 円
----------------------------	----------------------	--------------------	--------------------------

整理番号 4-26

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月28日	～令和 年 月 日	金額 3,920 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業とアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>

領 収 証

四本康久 様 22年4月28日

★ Y1,000

但

上記正に領収いたしました

但し書：駐車料

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

富士市柳島276-8
駐車場 ミニパーク
TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,920 円	100 %	3,920 円

新幹線：静岡 - 新富士

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2022.-4.28

金額 ￥1,460 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(10337 1枚)
東海旅客鉄道株式会社

静岡駅
静岡駅MV-11 発行 20338-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

支払者：四本康久

新幹線：新富士 - 静岡

駅-No 51201510

領収書-No 26
窓口-No 1

領 収 書

様

支払者：四本康久

金額 ￥1,460円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2022年 4月28日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納



支出証拠書 (自動車燃料代)

【4月分】 4/28 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	2022年 4月 28日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	15,232

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

<p>《領収書貼付枠》</p> <p>別紙のとおり</p>

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	30465 円	1/2 %	15,232円

ENEOS

納品書(領収書)

2022年04月02日 12:48

売上
Tカード会員様

現金会員
車両番号 実車番

020101
レギュラーガソリン P-06
17.97L *
167円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)

Tカード番号: [REDACTED]
Tポイント: 基本P 8P
特別P 0P
特別P (SS) 8P
今回計 16P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1843P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

株式会社 久保田商店 南松野SS
静岡県 富士市南松野26-1
TEL:0545-85-1515 SS-480384
場所コード:7863
サイトNo 0233-01
FAX No 4981-4983

2022/04/02

支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet 宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2022/04/05(火)20:05

Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥3924

23.08L @170.0 L-3N-7
割引適用(017895)
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥3,924
(10%対象 ¥3,924
内消費税 ¥357)

合計 ¥3,924
お預かり ¥10000 お釣 ¥6076

上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント: 基本P 11P
特別P 0P
今回計 11P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1863P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

★キャンペーン実施中★
EneJetのご利用
2,000円を1口として
QUOカードPay
2,000円分が当たる!
No.9773 担当:0001
POS番号01
2022/04/05 釣銭伝票No.1694

支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2022年04月15日 20:03

売上
Tカード会員様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P13
数量 25.16L *
単価 159円 ¥4,000

合計 ¥4,000
(消費税10%対象 ¥4,000
内消費税等 ¥364)

お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000
Tカード番号: [REDACTED]

Tポイント: 基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1772P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にカネを記して頂きます。

株式会社 ENEOSウイング
清水インター東TS セルフ
静岡県 静岡市 清水区
横砂1546-1
TEL:054-361-1400 SS-483108
サイトNo 3950-05
FAX No 6138-6140
039E-W
2022/04/15

支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet 宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2022/04/12(火)11:49

売上 Tカード会員様

レギュラー
021000 ¥3000
17.65L @170.0 L-3N-7
割引適用(017895)
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント: 基本P 8P
特別P 0P
今回計 8P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1892P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

No.9639 担当:0001
POS番号01
2022/04/12 釣銭伝票No.4122

支払者: 四本康久

EneJet Tカード

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2022/04/18(月)10:43
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4541
26.71L @170.0 L-2 N-4
割引適用(017895)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,541
(10%対象 ¥4,541)
内消費税 ¥413
合計 ¥4,541
お預かり ¥10000 お釣 ¥5459
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1770P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

★キャンペーン実施中★
EneJetのご利用
2,000円を1口として
QUOカードPay
2,000円分が当たる!
No.9311 担当:0001
POS番号01
2022/04/18 釣銭伝票No.1899

支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2022/04/22(金)11:47
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4000
23.81L @168.0 L-1 N-1
割引適用(017895)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000)
内消費税 ¥364
合計 ¥4,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥6000
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P 11P
特別P 0P
今回計 11P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1783P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

No.2624 担当:0001
POS番号01
2022/04/22 釣銭伝票No.7325

支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2022年04月24日 15:12

売上
Tカード会員様

現金会員
車両番号 乗車番
0026-00 P-12
レギュラー 24.54L *
163円 ¥4,000
合計 ¥4,000
(消費税10%対象 ¥4,000)
内消費税等 ¥364
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000
Tカード番号: XXXXXXXXX
Tカード:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1819P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金で決済した場合は領収書が別途発行されます。

伊佐株式会社
D.Dセルフ蛇ヶ橋SS
静岡県 田方郡 両南町
間宮蛇ヶ橋589-8
TEL:055-978-2458 SS-480028
サイトNo 3388-04 デーNo8263-8265
020セルフ給油 2022/04/24

支払者: 四本康久

EneJet

納品書(領収書)

2022年04月28日 21:45

売上
Tカード会員様
車両番号 乗車番
0026-00 P-22
レギュラー 24.10L *
166円 ¥4,000

合計 ¥4,000
(消費税10%対象 ¥4,000)
内消費税等 ¥364
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000
Tカード番号: XXXXXXXXX
Tカード:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P
利用ポイント 1881P
利用可能ポイント 1881P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金で決済した場合は領収書が別途発行されます。
岩山石油 株式会社
セルフ富士SS
静岡県 富士市 柿木438-1
TEL:0545-61-0495 SS-480044
サイトNo 3634-08 デーNo0972-4974
001 マネージャ 2022/04/28

支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料。(5 月分)		
年月日	22年4月28日~	年月日	金額 31,231円

目的	-										
使途	-										
政務活動・ 県政との 関連性	-										
<<領収書貼付枠>> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1922-04-28</td> <td>200</td> <td rowspan="2">*62,000</td> <td rowspan="2">ワキワ カ)アサヒワセツ</td> </tr> <tr> <td>2022-04-28</td> <td>200</td> <td>*462</td> <td>振込手数料</td> </tr> </table>				1922-04-28	200	*62,000	ワキワ カ)アサヒワセツ	2022-04-28	200	*462	振込手数料
1922-04-28	200	*62,000	ワキワ カ)アサヒワセツ								
2022-04-28	200			*462	振込手数料						

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	62,462円	1/2 %	31,231円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和4年4月30日~令和 年 月 日	金額	3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年4月分 領収日 4月30日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘
住所 富士宮市上柳野1-2
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503



お申込No.

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,821円	/	3,821円
		100%	

整理番号	4-30
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和4年4月30日~令和	年月日	金額 4,427円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930



日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

4,427 円

2022 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

領収日 4/30 扱者 

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,427円	100%	4,427円

支出証拠書

4/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵送料等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員の雇用 (4月分)		
年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 4 月 30 日	金 額	156,000 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	156,000 円	100%	156,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇に記入すること。

令和4年	氏名	支払額	領収印
4月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

$$24^{\text{時間}} \times 1,000^{\text{円}} = 24,000^{\text{円}}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
4月	[REDACTED]	18,000	[REDACTED]

$$18^{\text{時間}} \times 1,000^{\text{円}} = 18,000^{\text{円}}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
4月	[REDACTED]	54,000	[REDACTED]

$$54^{\text{時間}} \times 1,000^{\text{円}} = 54,000^{\text{円}}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
4月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

$$24^{\text{時間}} \times 1,000^{\text{円}} = 24,000^{\text{円}}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
4月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

$$36^{\text{時間}} \times 1,000^{\text{円}} = 36,000^{\text{円}}$$